

議案第 99 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 13 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正及び町職員の勤勉手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 16 条の 2 第 2 号中「（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 17 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項中「、若しくは失職し」を削り、「100 分の 100」を「100 分の 102.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 100」を「100 分の 1

02.5」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第2項（「100分の100」を「100分の102.5」に改める部分に限る。）及び第3項並びに次項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第17条第1項中「15日」とあるのは「4箇月」と、同条第2項中「100分の102.5を」とあるのは「100分の105を」と、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第15条の2 略 (期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条、次条及び第16条の3においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し____、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し____、又は死亡した職員にあっては、退職し____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px 0;">略</div> <p>3から5 略 (期末手当の不支給)</p> <p>第16条の2 略</p>	<p>第1条から第15条の2 略 (期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条、次条及び第16条の3においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px 0;">略</div> <p>3から5 略 (期末手当の不支給)</p> <p>第16条の2 略</p>

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)(4) 略

第16条の3 略

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して、15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額（給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下この項において同じ。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合には100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)(4) 略

第16条の3 略

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して、15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額（給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下この項において同じ。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の102.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の50」とする。

4及び5 略

第18条から第23条 略

別表第1から別表第4 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第17条第2項(「100分の100」を「100分の102.5」に改める部分に限る。)及び第3項並びに次項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

2 令和元年12月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第17条第1項中「15日」とあるのは「4箇月」と、同条第2項中「100分の102.5を」とあるのは「100分の105を」と、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の100」とあるのは「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5」とする。

4及び5 略

第18条から第23条 略

別表第1から別表第4 略